

処 分 基 準

番 号	1-1
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-55-9655

処 分 の 概 要	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	文化財保護法
根 拠 条 項	第 192 条の 4 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 214 号
【基準】 第 192 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (監督等) 第 192 条の 4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第 192 条の 2 第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-1
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	災害の拡大防止措置の指示
法 令（ 例 規 ） 名	災害対策基本法
根 拠 条 項	第 59 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 223 号
【基準】 第 59 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （市町村長の事前措置等） 第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-2
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	応急措置業務への従事命令
法 令（ 例 規 ） 名	災害対策基本法
根 拠 条 項	第 65 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 223 号
【基準】 第 65 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-3
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	地縁による団体の認可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	地方自治法
根 拠 条 項	第 260 条の 2 第 14 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 67 号
【基準】 第 260 条の 2 第 14 項の規定による。 【根拠条文】 第 260 条の 2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 14 市町村長は、認可地縁団体が第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第 1 項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-4
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	危険物質等の取扱者の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
根 拠 条 項	第 103 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 112 号
【基準】 第 103 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止） 第 103 条 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。 (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄	
備考	

処 分 基 準

番 号	2-5
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示
法 令（ 例 規 ） 名	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
根 拠 条 項	第 111 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 112 号
【基準】 第 111 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (市町村長の事前措置等) 第 111 条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-1
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告及び改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	悪臭防止法
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 91 号
【基準】 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （改善勧告及び改善命令） 第 8 条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-2
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	事故時の応急措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	悪臭防止法
根 拠 条 項	第 10 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 91 号
【基準】 第 10 条第 3 項 【根拠条文】 （事故時の措置） 第 10 条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 17 条第 2 項の規定による通報の受理に関する事務が同法第 31 条第 1 項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 23 条第 1 項の規定による通報をした場合は、この限りでない。 3 市町村長は、第 1 項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。 4 第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-3
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告及び検査
法 令（ 例 規 ） 名	悪臭防止法
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 91 号
【基準】 第 20 条の規定による。 【根拠条文】 （報告及び検査） 第 20 条 市町村長は、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 10 条第 3 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。 2 環境大臣は、試験検査事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定機関に対し、試験検査事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定機関の事務所に立ち入り、試験検査事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-4
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収
法 令（ 例 規 ） 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
根 拠 条 項	第 63 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 114 号
【基準】 第 63 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （費用の徴収） 第 63 条 2 市町村長は、第 28 条第 2 項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第 50 条第 1 項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-5
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	勧告及び変更命令
法 令（ 例 規 ） 名	浄化槽法
根 拠 条 項	第 5 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 58 年法律第 43 号
【基準】 第 5 条の規定による。 【根拠条文】 (設置等の届出、勧告及び変更命令) 第 5 条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第 7 条第 1 項、第 12 条の 4 第 2 項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。第 5 項、第 7 条第 1 項、第 12 条の 4 第 2 項、第 5 章、第 48 条第 4 項、第 49 条第 1 項及び第 57 条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第 18 条第 2 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から 21 日(第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、10 日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。 3 特定行政庁は、第 1 項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄	

化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

4 第1項の届出をした者は、第2項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。

5 第1項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

備考

処 分 基 準

番 号	3-6
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	保守点検又は清掃についての改善命令等
法 令（ 例 規 ） 名	浄化槽法
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 58 年法律第 43 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （保守点検又は清掃についての改善命令等） 第 12 条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-7
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告徴収、立入検査等
法 令（ 例 規 ） 名	浄化槽法
根 拠 条 項	第 53 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 58 年法律第 43 号
【基準】 第 53 条の規定による。 【根拠条文】 (報告徴収、立入検査等) 第 53 条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。 (1) 浄化槽管理者 (2) 浄化槽製造業者 (3) 浄化槽工事業者 (4) 浄化槽清掃業者 (5) 第 10 条第 3 項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士 (6) 指定検査機関 (7) 第 42 条第 1 項第 2 号又は第 45 条第 1 項第 2 号に規定する指定講習機関 (8) 第 43 条第 4 項又は第 46 条第 4 項に規定する指定試験機関 2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

備考

処 分 基 準

番 号	3-8
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	計画変更勧告
法 令（ 例 規 ） 名	振動規制法
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 51 年法律第 64 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （計画変更勧告） 第 9 条 市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-9
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告及び改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	振動規制法
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 51 年法律第 64 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （改善勧告及び改善命令） 第 12 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第 9 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第 7 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から 3 年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、4 年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となった際又は当該施設が特定施設となった際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第 1 項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第 8 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-10
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告及び改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	振動規制法
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 51 年法律第 64 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （改善勧告及び改善命令） 第 15 条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前 2 項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-11
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告及び検査
法 令（ 例 規 ） 名	振動規制法
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 51 年法律第 64 号
【基準】 第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （報告及び検査） 第 17 条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-12
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	計画変更勧告
法 令（ 例 規 ） 名	騒音規制法
根 拠 条 項	第 9 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 98 号
【基準】 第 9 条の規定による。 【根拠条文】 （計画変更勧告） 第 9 条 市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-13
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告及び改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	騒音規制法
根 拠 条 項	第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 98 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 （改善勧告及び改善命令） 第 12 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第 9 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から 3 年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となった際又は当該施設が特定施設となった際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第 1 項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第 8 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-14
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	改善勧告及び改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	騒音規制法
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 98 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 （改善勧告及び改善命令） 第 15 条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前 2 項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-15
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5024

処 分 の 概 要	報告及び検査
法 令（ 例 規 ） 名	騒音規制法
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 98 号
【基準】 第 20 条の規定による。 【根拠条文】 (報告及び検査) 第 20 条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-16
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	浄化槽の清掃について必要な指示
法 令（ 例 規 ） 名	浄化槽法
根 拠 条 項	第 41 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 58 年法律第 43 号
【基準】 法第 41 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （指示、許可の取消し、事業の停止等） 第 41 条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。	
備考	

処分基準

番 号	3-17
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条の 4
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 7 条の 4 の規定による。 【根拠条文】 （許可の取消し） 第 7 条の 4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第 7 条第 5 項第 4 号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条まで若しくは第 32 条第 1 項(第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第 7 条第 5 項第 4 号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前 3 号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可(同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。)又は第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第 2 号又は第 3	

号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

備考

処 分 基 準

番 号	3-18
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条の 3
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 7 条の 3 の規定による。 【根拠条文】 （事業の停止） 第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 （1）この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 （2）その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。 （3）第 7 条第 11 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-19
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業の停止命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条の 3
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 7 条の 3 の規定による。 【根拠条文】 （事業の停止） 第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 （1）この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 （2）その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。 （3）第 7 条第 11 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-20
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条の 4
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 7 条の 4 の規定による。 【根拠条文】 （許可の取消し） 第 7 条の 4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第 7 条第 5 項第 4 号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条まで若しくは第 32 条第 1 項(第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第 7 条第 5 項第 4 号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前 3 号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可(同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。)又は第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第 2 号又は第 3	

号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

備考

処 分 基 準

番 号	3-21
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業の許可取消し
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条の 4
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 7 条の 4 の規定による。 【根拠条文】 （許可の取消し） 第 7 条の 4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第 7 条第 5 項第 4 号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条まで若しくは第 32 条第 1 項(第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第 25 条から第 27 条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第 7 条第 5 項第 4 号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第 7 条第 5 項第 4 号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前 3 号に該当する場合を除く。))。 (5) 前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可(同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。)又は第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき。 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第 2 号又は第 3	

号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

備考

処分基準

番 号	3-22
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 3 第 1 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 3 第 1 号の規定による。 【根拠条文】 （改善命令） 第 19 条の 3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 （1）一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 市町村長	
備考	

処分基準

番 号	3-23
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 4 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （措置命令） 第 19 条の 4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第 1 項及び第 19 条の 7 において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-24
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 7 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 7 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （生活環境の保全上の支障の除去等の措置） 第 19 条の 7 第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第 2 号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 (1) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (2) 第 19 条の 4 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を知ることができないとき。 (3) 第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。 (4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 4 第 1 項又は第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとま	

がないとき。

2 市町村長は、前項(第 3 号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	3-25
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 7 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 7 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （生活環境の保全上の支障の除去等の措置） 第 19 条の 7 3 市町村長は、第 1 項(第 3 号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-26
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 7 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 7 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （生活環境の保全上の支障の除去等の措置） 第 19 条の 7 4 市町村長は、第 1 項(第 4 号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第 19 条の 4 の 2 第 1 項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	3-27
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	事業の廃止等についての措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 10 第 1 項において準用する第 19 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 第 19 条の 10 第 1 項において準用する第 19 条の 4 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （事業の廃止等についての措置命令の規定の準用） 第 19 条の 10 第 19 条の 4 の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っているときと認められるときについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。」とあるのは「第 9 条の 10 第 1 項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）」とあるのは「一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。 (1) 第 7 条第 2 項又は第 7 項の更新を受けなかった者当該更新を受けなかった許可 (2) 第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出をした者当該届出 (3) 第 7 条の 4 の規定により第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を取り消された者当該取り消された許可 (4) 第 9 条の 8 第 1 項、第 9 条の 9 第 1 項又は第 9 条の 10 第 1 項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者当該認定 (5) 第 9 条の 8 第 9 項、第 9 条の 9 第 10 項又は第 9 条の 10 第 7 項の規定により第 9 条の 8 第 1 項、第 9 条の 9 第 1 項又は第 9 条の 10 第 1 項の認定を取り消された者当該取り消された認定	

(6) 第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者(同条第 1 項ただし書又は第 6 項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行った収集若しくは運搬又は処分

(措置命令)

第 19 条の 4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第 1 項及び第 19 条の 7 において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	3-28
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条の 4 の 2 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 45 年法律第 137 号
【基準】 法第 19 条の 4 の 2 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （措置命令） 第 19 条の 4 の 2 前条第 1 項に規定する場合（第 9 条の 9 第 1 項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 （1） 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 （2） 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-1
担 当 部 署	市民生活部 市民課
電 話 番 号	0771-25-5019

処 分 の 概 要	個人番号カードの返納命令
法 令（ 例 規 ） 名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年政令第 155 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 (個人番号カードの返納命令) 第 16 条 住所地市町村長(国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。)は、法第 17 条第 1 項の規定による個人番号カードの交付又は同条第 7 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。 2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-2
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	墓地等の許可取消し、使用禁止等
法 令（ 例 規 ） 名	墓地、埋葬等に関する法律
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 48 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-3
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5026

処 分 の 概 要	保険料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	高齢者の医療の確保に関する法律
根 拠 条 項	第 104 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 57 年法律第 80 号
【基準】 第 104 条の規定による。 【根拠条文】 （保険料） 第 104 条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。 3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第 116 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第 125 条第 1 項に規定する高齢者保健事業及び同条第 5 項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第 100 条第 1 項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね 2 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	4-4
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	一部負担金不払いによる徴収
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 42 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 42 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （療養の給付を受ける場合の一部負担金） 第 42 条 第 36 条第 3 項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 3 (2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合 10 分の 2 (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10 分の 2 (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。)について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 10 分の 3 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第 43 条第 1 項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第 2 項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第 44 条第 1 項第 1 号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の	

全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和 34 年 3 月 30 日保発第 21 号)参照

備考

処 分 基 準

番 号	4-5
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	故意の場合の給付制限
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 60 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 60 条の規定による。 【根拠条文】 第 60 条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。	
備考	

処分基準

番 号	4-6
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	闘争・泥酔等の場合の給付制限
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 61 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 61 条の規定による。 【根拠条文】 第 61 条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-7
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 62 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 62 条の規定による。 【根拠条文】 （保険給付の制限） 第 62 条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-8
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	強制診断等拒否の場合の給付制限
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 63 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 63 条の規定による。 【根拠条文】 第 63 条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 66 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-9
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 63 条の 2 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 63 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （保険給付の制限） 第 63 条の 2 市町村及び組合は、保険給付（第 43 条第 3 項又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 市町村及び組合は、第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であって、前 2 項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	4-10
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	被保険者に対する不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 65 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 65 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収等) 第 65 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-11
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	国保医に対する連帯納付命令
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 65 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 65 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収等) 第 65 条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	4-12
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	療養取扱機関の費用納付命令等
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 65 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 65 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の徴収等） 第 65 条 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第 52 条第 3 項(第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)若しくは第 54 条の 2 第 5 項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。	
備考	

処分基準

番 号	4-13
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	保険料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法
根 拠 条 項	第 76 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年法律第 192 号
【基準】 第 76 条の規定による。 【根拠条文】 (保険料) 第 76 条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。 2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含み、健康保険法第 179 条に規定する組合にあっては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。 3 前 2 項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	4-14
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	保険料の滞納にかかる資格確認書の返還等
法 令（ 例 規 ） 名	国民健康保険法施行規則
根 拠 条 項	第 27 条の 5 の 2 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号
【基準】 第 27 条の 5 の 2 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （保険料の滞納に係る資格確認書の返還等） 第 27 条の 5 の 2 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第 54 条の 3 第 3 項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者（法第 54 条の 3 第 1 項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者及び 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）に係る資格確認書（第 6 条第 2 項（第 20 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付されたもの）に限る。次項及び第 3 項において同じ。）の返還を求めるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-1
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 56 条第 6 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 6 所轄庁は、第 4 項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-2
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	措置命令不履行に対する業務停止等
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 7 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 56 条第 7 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-3
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	法令違反等による解散命令
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 8 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 56 条第 8 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-4
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	公益事業又は収益事業の停止命令
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 57 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 57 条の規定による。 【根拠条文】 (公益事業又は収益事業の停止) 第 57 条 所轄庁は、第 26 条第 1 項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-5
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 73 条において準用する第 72 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 73 条において準用する第 72 条の規定による。 【根拠条文】 （市の区域内で行われる隣保事業の特例） 第 73 条 市の区域内で行われる隣保事業について第 69 条、第 70 条及び前条の規定を適用する場合においては、第 69 条第 1 項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第 2 項、第 70 条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等） 第 72 条 都道府県知事は、第 62 条第 1 項、第 67 条第 1 項、第 68 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 69 条第 1 項の規定による届出をし、又は第 62 条第 2 項若しくは第 67 条第 2 項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第 62 条第 6 項(第 63 条第 3 項及び第 67 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第 63 条第 1 項若しくは第 2 項、第 68 条、第 68 条の 3 若しくは第 69 条第 2 項の規定に違反し、第 70 条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第 62 条第 2 項若しくは第 67 条第 2 項の許可を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、第 62 条第 1 項、第 67 条第 1 項、第 68 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 69 条第 1 項の規定による届出をし、若しくは第 74 条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第 62 条第 2 項若しくは第 67 条第 2 項の規定による許可を受け、若しくは	

第 74 条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第 77 条又は第 79 条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第 62 条第 2 項若しくは第 67 条第 2 項の許可若しくは第 74 条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第 62 条第 1 項若しくは第 2 項、第 67 条第 1 項若しくは第 2 項、第 68 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 69 条第 1 項の規定に違反して社会福祉事業を営業者する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

備考

処分基準

番 号	5-6
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	共同募金会に対する解散命令
法 令（ 例 規 ） 名	社会福祉法
根 拠 条 項	第 121 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 45 号
【基準】 第 121 条の規定による。 【根拠条文】 (共同募金会に対する解散命令) 第 121 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会については、第 56 条第 8 項の事由が生じた場合のほか、第 114 条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-7
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	生活困窮者自立支援法
根 拠 条 項	第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 25 年法律第 105 号
【基準】 第 18 条の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 18 条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-8
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	職権による保護の変更
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 25 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 25 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (職権による保護の開始及び変更) 第 25 条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-9
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	保護の停止、廃止
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 26 条の規定による。 【根拠条文】 （保護の停止及び廃止） 第 26 条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-10
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	報告又は調査に応じないときの保護廃止等
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 28 条第 5 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 28 条第 5 項の規定による。 【根拠条文】 (報告、調査及び検診) 第 28 条 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-11
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	保護の変更、停止、廃止
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 62 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 62 条の規定による。 【根拠条文】 (指示等に従う義務) 第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-12
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	費用返還額決定
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 63 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 63 条の規定による。 【根拠条文】 (費用返還義務) 第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-13
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	扶養義務者からの費用徴収
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 77 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 77 条の規定による。 【根拠条文】 (費用等の徴収) 第 77 条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-14
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	保護を受けた者からの費用徴収
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 77 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 77 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-15
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	不正受給者からの費用徴収
法 令（ 例 規 ） 名	生活保護法
根 拠 条 項	第 78 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 144 号
【基準】 第 78 条の規定による。 【根拠条文】 第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第 2 項の規定は、前 3 項の規定による徴収金について準用する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-16
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児通所給付費支給決定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 21 条の 5 の 9
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 21 条の 5 の 9 の規定による。 【根拠条文】 第 21 条の 5 の 9 通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第 21 条の 5 の 6 第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-17
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害福祉サービス提供の措置解除
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 21 条の 6
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 21 条の 6 の規定による。 【根拠条文】 第 21 条の 6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第 56 条の 6 第 1 項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-18
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 24 条の 36
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 24 条の 36 の規定による。 【根拠条文】 第 24 条の 36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定障害児相談支援事業者が、第 24 条の 28 第 2 項において準用する第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 5 号、第 5 号の 2 又は第 13 号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、第 24 条の 30 第 3 項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 24 条の 31 第 1 項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第 24 条の 31 第 2 項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定障害児相談支援事業者が、第 24 条の 34 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第 24 条の 34 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、	

妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-19
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定障害児相談支援事業者に対する勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 24 条の 35 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 24 条の 35 の規定による。 【根拠条文】 第 24 条の 35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第 24 条の 31 第 1 項の内閣府令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第 24 条の 31 第 2 項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第 24 条の 31 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	5-20
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に対する勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 24 条の 40 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 24 条の 40 の規定による。 【根拠条文】 第 24 条の 40 第 24 条の 38 第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第 1 項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第 3 項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	5-21
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 56 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 2 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-22
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 57 条の 2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。	
備考	

処分基準

番 号	5-23
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 8 条の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の徴収） 第 8 条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村等は、第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者又は第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。 3 前 2 項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-24
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	支給決定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 25 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 25 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （支給決定の取消し） 第 25 条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 （1）支給決定に係る障害者等が、第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等及び第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 （2）支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 （3）支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第 20 条第 2 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 （4）その他政令で定めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-25
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	地域相談支援給付決定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 51 条の 10 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 51 条の 10 及び政令第 26 条の 6 の規定による。 【根拠条文】 （地域相談支援給付決定の取消し） 第 51 条の 10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。 （1） 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 （2） 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 （3） 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第 51 条の 6 第 2 項及び前条第 3 項において準用する第 20 条第 2 項の規定による調査に応じないとき。 （4） その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。 （地域相談支援給付決定を取り消す場合） 第 26 条の 6 法第 51 条の 10 第 1 項第 4 号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第 5 条第 23 項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第 26 条の 8 において同じ。）が法第 51 条の 6 第 1 項又は第 51 条の 9 第 1 項の規定による申	

請に関し虚偽の申請をしたときとする。

備考

処 分 基 準

番 号	5-26
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 51 条の 28 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 51 条の 28 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 51 条の 28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第 51 条の 23 第 1 項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。 （2）第 51 条の 23 第 2 項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。 （3）第 51 条の 23 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第 51 条の 24 第 1 項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。 （2）第 51 条の 24 第 2 項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する	

る基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。

(3) 第 51 条の 24 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前 2 項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第 2 項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	5-27
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 51 条の 29 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 51 条の 29 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （指定の取消し等） 第 51 条の 29 2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （1） 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 20 第 2 項において準用する第 36 条第 3 項第 5 号、第 5 号の 2 又は第 12 号のいずれかに該当するに至ったとき。 （2） 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 22 第 3 項の規定に違反したと認められるとき。 （3） 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 51 条の 24 第 1 項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。 （4） 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 24 第 2 項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 （5） 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。 （6） 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 27 第 2 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 （7） 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員が、第 51	

条の 27 第 2 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-28
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に対する勧告措置命令
法 令（ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 33 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 51 条の 33 第 3 項の規定による 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 51 条の 33 第 51 条の 31 第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）が、同条第 1 項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第 3 項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	5-29
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	支給認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根 拠 条 項	第 57 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 123 号
【基準】 法第 57 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （支給認定の取消し） 第 57 条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 （1）支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 （2）支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。 （3）支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第 9 条第 1 項の規定による命令に応じないとき。 （4）その他政令で定めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-30
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
根 拠 条 項	第 34 条の 6 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年厚生労働省令第 19 号
【基準】 省令第 34 条の 6 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 34 条の 6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。 (1) 特定障害者が、法第 34 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 (2) 特定障害者が、第 34 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。	
備考	

処分基準

番 号	5-31
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	計画相談支援給付費の支給の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
根 拠 条 項	第 34 条の 55 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年厚生労働省令第 19 号
【基準】 省令第 34 条の 55 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （計画相談支援給付費の支給の取消し） 第 34 条の 55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 （1）計画相談支援対象障害者等が、法第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 （2）計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-32
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	更生に必要な指導措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	身体障害者福祉法
根 拠 条 項	第 17 条の 2 第 1 項第 3 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 283 号
【基準】 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （診査及び更生相談） 第 17 条の 2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 （1）医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 （2）公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 （3）前 2 号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-33
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	身体障害者福祉法
根 拠 条 項	第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 283 号
【基準】 法第 18 条の規定による。 【根拠条文】 （障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置） 第 18 条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス(同条第 6 項に規定する療養介護及び同条第 10 項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。 2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成 20 年法律第 93 号)第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	5-34
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害福祉サービス等の費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	身体障害者福祉法
根 拠 条 項	第 38 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 283 号
【基準】 法第 38 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （費用の徴収） 第 38 条 第 18 条第 1 項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第 2 項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-35
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害福祉サービスの提供措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	知的障害者福祉法
根 拠 条 項	第 15 条の 4
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 35 年法律第 37 号
【基準】 法第 15 条の 4 の規定による。 【根拠条文】 （障害福祉サービス） 第 15 条の 4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス(同条第 6 項に規定する療養介護及び同条第 10 項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第 1 項第 2 号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-36
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	知的障害者福祉法
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項第 1 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 35 年法律第 37 号
【基準】 法第 16 条第 1 項第 1 号の規定による。 【根拠条文】 （障害者支援施設等への入所等の措置） 第 16 条 市町村は、18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 （1） 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-37
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害者支援施設等への入所措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	知的障害者福祉法
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項第 2 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 35 年法律第 37 号
【基準】 法第 16 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 条の規定による。 【根拠条文】 （障害者支援施設等への入所等の措置） 第 16 条 市町村は、18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 （1）略 （2）やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 （3）略 2 市町村は、前項第 2 号又は第 3 号の措置を採るに当たって、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-38
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	職親委託措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	知的障害者福祉法
根 拠 条 項	第 16 条第 1 項第 3 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 35 年法律第 37 号
【基準】 法第 16 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （障害者支援施設等への入所等の措置） 第 16 条 市町村は、18 歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 2 市町村は、前項第 2 号又は第 3 号の措置を採るに当たって、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-39
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	知的障害者の入所費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	知的障害者福祉法
根 拠 条 項	第 27 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 35 年法律第 37 号
【基準】 法第 27 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （費用の徴収） 第 27 条 第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-40
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の受給資格の喪失
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 17 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 17 条の規定による。 【根拠条文】 （支給要件） 第 17 条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 （2）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-41
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の支給の制限 1
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 20 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 20 条の規定による。 【根拠条文】 （支給の制限） 第 20 条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。 政令第 7 条 （法第 20 条の政令で定める額） 第 7 条 法第 20 条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360 万 4000 円とし、扶養親族等があるときは、360 万 4000 円に当該扶養親族 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 63 万円とする。）を加算した額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-42
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の支給の制限 2
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 21 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 21 条の規定による。 【根拠条文】 第 21 条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民放第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-43
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の返還
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 22 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 21 条の規定による。 【根拠条文】 第 21 条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民放第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-44
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 24 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 24 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の徴収） 第 24 条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-45
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の不支給
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条において準用する法第 11 条(第 3 号を除く。)の規定による。 【根拠条文】 第 11 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 （1）受給資格者が、正当な理由がなくて、第 36 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 （2）障害児が、正当な理由がなくて、第 36 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 （3）略 （調査） 第 36 条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命令し、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-46
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の調査拒否等による手当支払差止め
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条において準用する法第 12 条の規定による。 【根拠条文】 第 12 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 35 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-47
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	手当の支払の調整
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による。 【根拠条文】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 （児童扶養手当法の準用） 第 16 条 児童扶養手当法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 項、第 22 条から第 25 条まで並びに第 31 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第 5 条の 2 第 1 項中「基本額」とあるのは、「特別児童扶養手当の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同法第 8 条第 1 項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第 3 項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護若しくは養育する障害児の数が減じ、またはその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第 23 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第 31 条中「第 12 条第 2 項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 9 条第 2 項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 児童扶養手当法第 31 条 （手当の支払の調整） 第 31 条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第 12 条第 2 項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当は支払われた	

場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

備考

処 分 基 準

番 号	5-48
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の受給資格の喪失
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 2 の規定による 【根拠条文】 （支給要件） 第 26 条の 2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。 （2）障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 （3）病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して 3 月を超えて入院するに至ったとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-49
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の支給の調整
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 4
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 4 の規定による 【根拠条文】 （支給の調整） 第 26 条の 4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度に支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-50
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の不支給
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 11 条(第 3 号を除く。)の規定による。 【根拠条文】 第 11 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1)受給資格者が、正当な理由がなくて、第 36 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 (2)障害児が、正当な理由がなくて、第 36 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3)略 (調査) 第 36 条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-51
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の調査拒否等による手当支払差止め
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 12 条の規定による。 【根拠条文】 第 12 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 35 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-52
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の支払の調整
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法第 31 条の規定による。 【根拠条文】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 （児童扶養手当法の準用） 第 16 条 児童扶養手当法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 項、第 22 条から第 25 条まで並びに第 31 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第 5 条の 2 第 1 項中「基本額」とあるのは、「特別児童扶養手当の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同法第 8 条第 1 項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第 3 項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護若しくは養育する障害児の数が減じ、またはその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第 23 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第 31 条中「第 12 条第 2 項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 9 条第 2 項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 児童扶養手当法第 31 条 （手当の支払の調整） 第 31 条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第 12 条第 2 項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当は支払われた	

場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

備考

処 分 基 準

番 号	5-53
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の支給の制限 1
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 20 条の規定による。 【根拠条文】 （支給の制限） 第 20 条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。 政令第 7 条 （法第 20 条の政令で定める額） 第 7 条 法第 20 条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360 万 4000 円とし、扶養親族等があるときは、360 万 4000 円に当該扶養親族 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 63 万円とする。）を加算した額とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-54
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の支給の制限 2
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 21 条の規定による。 【根拠条文】 第 21 条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民放第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-55
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の返還
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 22 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 22 条 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 (1)当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 20 条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 (2)当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-56
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根 拠 条 項	第 26 条の 5
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 134 号
【基準】 法第 26 条の 5 において準用する法第 24 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の徴収） 第 24 条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-57
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 22 条の規定による。 【根拠条文】 （不正利得の徴収等） 第 22 条偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第 51 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第 51 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第 61 条の 3 第 1 項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第 61 条の 4 第 1 項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の 100 分の 200 に相当する額以下の金額を徴収することができる。 2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 3 市町村は、第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、第 42 条の 2 第 1 項に規	

定する指定地域密着型サービス事業者、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者、第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項又は第 61 条の 3 第 4 項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	5-58
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	職権による要介護状態区分の変更の認定
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 30 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 30 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 30 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第 27 条第 5 項後段の規定による認定審査会の意見(同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-59
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	要介護認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 31 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 31 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （要介護認定の取消し） 第 31 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 27 条第 7 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 （1）要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 （2）正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 2 項の規定による調査(第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-60
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	職権による要支援状態区分の変更の認定
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 33 条の 3 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 33 条の 3 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 33 条の 3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第 32 条第 4 項後段の規定による認定審査会の意見(同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-61
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	要支援認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 34 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 34 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （要支援認定の取消し） 第 34 条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 32 条第 6 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 （1）要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 （2）正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 2 項の規定による調査(第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。	
備考	

処分基準

番 号	5-62
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険給付の制限
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 63 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 63 条の規定による。 【根拠条文】 （保険給付の制限） 第 63 条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-63
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険給付の制限
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 64 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 64 条の規定による。 【根拠条文】 第 64 条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-64
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険給付の制限
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 65 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 65 条の規定による。 【根拠条文】 第 65 条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第 23 条の規定による求め(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-65
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険料滞納者に係る支払方法の変更
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 66 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 66 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (保険料滞納者に係る支払方法の変更) 第 66 条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第 3 項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-66
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険給付の支払の一時差止
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 67 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 67 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （保険給付の支払の一時差止） 第 67 条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-67
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 68 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 68 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止） 第 68 条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。 2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	5-68
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 69 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 69 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例） 第 69 条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第 29 条第 2 項において準用する第 27 条第 7 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第 33 条の 2 第 2 項において準用する第 32 条第 6 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第 27 条第 7 項後段（第 28 条第 4 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 30 条第 1 項後段若しくは第 35 条第 4 項後段又は第 32 条第 6 項後段（第 33 条第 4 項及び第 33 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 33 条の 3 第 1 項後段若しくは第 35 条第 2 項後段若しくは第 6 項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サ	

ビス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

備考

処 分 基 準

番 号	5-69
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 78 条の 10
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 78 条の 10 の規定による。 【根拠条文】 （指定の取消し等） 第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （1） 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 （2） 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 6 項第 3 号から第 3 号の 4 までのいずれかに該当するに至ったとき。 （3） 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 （4） 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。 （5） 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サー	

ビスの事業の運営をすることができなくなったとき。

(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。

(7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第 28 条第 5 項(第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。第 84 条、第 92 条、第 104 条及び第 114 条の 6 において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第 29 条第 18 項の規定による通知を受けたとき。

(14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-70
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 78 条の 9 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 78 条の 9 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 78 条の 9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 （2）当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 （3）第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。 （4）第 78 条の 4 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができ	

る。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
備考

処 分 基 準

番 号	5-71
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 83 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 83 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 (勧告、命令等) 第 83 条の 2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。 (3) 第 81 条第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者(他の	

市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。)について、第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	5-72
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 84 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 84 条の規定による。 【根拠条文】 (指定の取消し等) 第 84 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第 46 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第 79 条第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号(同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第 9 号(同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 第 28 条第 5 項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅介護支援事業者が、第 83 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	

(8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 83 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第 46 条第 1 項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第 28 条第 5 項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。)について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。
--

備考

処 分 基 準

番 号	5-73
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 19
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 19 の規定による。 【根拠条文】 (指定の取消し等) 第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)又は第 12 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 4 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す	

る基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。

(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等の中に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-74
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 29
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 29 の規定による。 【根拠条文】 （指定の取消し等） 第 115 条の 29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第 58 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 （1） 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 22 第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号（同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第 9 号（同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 （2） 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 （3） 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 （4） 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 （5） 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 （6） 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	

- (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第 58 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-75
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 45 の 8
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 45 の 8 の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 115 条の 45 の 8 市町村長は、指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-76
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	指定事業者の指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 45 の 9
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 45 の 9 の規定による。 【根拠条文】 （指定事業者の指定の取消し等） 第 115 条の 45 の 9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことができなくなったとき。 (2) 第 1 号事業支給費の請求に関し不正があったとき。 (3) 指定事業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し	

不正又は著しく不当な行為をしたとき。

備考

処 分 基 準

番 号	5-77
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 18 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 18 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 115 条の 18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 （2）当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 （3）第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。 （4）第 115 条の 14 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の	

提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
備考

処 分 基 準

番 号	5-78
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 28 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 28 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 115 条の 28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 （2）第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。 （3）第 115 条の 24 第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	

備考

処 分 基 準

番 号	5-79
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 115 条の 34 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 115 条の 34 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 115 条の 34 第 115 条の 32 第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）が、同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 厚生労働大臣等は、第 1 項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-80
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	保険料額の決定
法 令（ 例 規 ） 名	介護保険法
根 拠 条 項	第 129 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 9 年法律第 123 号
【基準】 第 129 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （保険料） 第 129 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-81
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	在宅サービスの提供に係る措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	老人福祉法
根 拠 条 項	第 10 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 38 年法律第 133 号
【基準】 法第 10 条の 4 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （居宅における介護等） 第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。 （1） 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第 5 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。 （2） 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第 1 号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第 5 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。 （3） 65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所	

生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第 5 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

(4) 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第 5 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

(5) 65 歳以上の者であって、認知症(介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第 5 条の 2 第 6 項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

(6) 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第 5 条の 2 第 7 項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

備考

処 分 基 準

番 号	5-82
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	日常生活用具の給付等の措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	老人福祉法
根 拠 条 項	第 10 条の 4 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 38 年法律第 133 号
【基準】 法第 10 条の 4 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （ 居 宅 に お け る 介 護 等 ） 第 10 条 の 4 2 市町村は、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-83
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
法 令（ 例 規 ） 名	老人福祉法
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 38 年法律第 133 号
【基準】 第 11 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （老人ホームへの入所等） 第 11 条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 （1） 65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。 （2） 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。 （3） 65 歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-84
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5032

処 分 の 概 要	入所措置費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	老人福祉法
根 拠 条 項	第 28 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 38 年法律第 133 号
【基準】 第 28 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (費 用 の 徴 収) 第 28 条 第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-85
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収
法 令（ 例 規 ） 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
根 拠 条 項	第 63 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 114 号
【基準】 第 63 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (費用の徴収) 第 63 条 市町村長は、第 27 条第 2 項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第 50 条第 1 項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。	
備考	

処分基準

番 号	5-86
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	物件に係る措置の実費徴収
法 令（ 例 規 ） 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
根 拠 条 項	第 63 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 114 号
【基準】 第 63 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (費用の徴収) 第 63 条 3 市町村長は、第 29 条第 2 項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第 50 条第 1 項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-87
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	賠償受給による給付の制限
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 68 号
【基準】 第 18 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （損害賠償との調整） 第 18 条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-88
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	賠償受給額相当額の返還命令
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法
根 拠 条 項	第 18 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 68 号
【基準】 第 18 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第 18 条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-89
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	不正受給者からの給付額の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法
根 拠 条 項	第 19 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 68 号
【基準】 第 19 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 19 条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処分基準

番 号	5-90
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	予防接種の実費の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法
根 拠 条 項	第 28 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 68 号
【基準】 第 28 条の規定による。 【根拠条文】 （実費の徴収） 第 28 条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定 B 類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-91
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	障害年金の給付の額の改定
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法施行令
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年政令第 197 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の額の変更) 第 15 条 障害児又は法第 16 条第 1 項第 3 号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第 1 又は別表第 2 に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	5-92
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	命令に従わない場合の給付差止め
法 令（ 例 規 ） 名	予防接種法施行令
根 拠 条 項	第 16 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年政令第 197 号
【基準】 第 16 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告) 第 16 条 2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-1
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給資格の喪失
法 令（ 例 規 ） 名	児童手当法
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 73 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 （支給要件） 第 4 条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1)施設入所等児童以外の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であって、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの (2)日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。) (3)父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの (4)施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者 2 前項第 1 号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見	

人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

備考

処 分 基 準

番 号	6-2
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	手当の不支給
法 令（ 例 規 ） 名	児童手当法
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 73 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 (支給の制限) 第 10 条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第 27 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-3
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	調査拒否等による手当支払差止め
法 令（ 例 規 ） 名	児童手当法
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 73 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 第 11 条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 26 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-4
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	支払いの調整
法 令（ 例 規 ） 名	児童手当法
根 拠 条 項	第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 73 号
【基準】 第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （支払の調整） 第 13 条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-5
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	児童手当法
根 拠 条 項	第 14 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 46 年法律第 73 号
【基準】 法第 14 条の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 14 条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-6
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の受給資格の喪失
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (支給要件) 第 4 条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第 1 号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イか	

らホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親に委託されているとき。
- (3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (4) 母の配偶者(前項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。
- (5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (6) 父の配偶者(前項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

3 第 1 項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

備考

処 分 基 準

番 号	6-7
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の支給の調整
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 4 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 法第 4 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 （支給の調整） 第 4 条の 2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-8
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給資格者の所得による支給の制限 2
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 9 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 9 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 第 9 条の 2 手当は、受給資格者(前条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-9
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給資格者の所得による支給の制限 1
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 9 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （支給の制限） 第 9 条 手当は、受給資格者(第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。	
備考	

処分基準

番 号	6-10
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	父又は母に対する手当の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 10 条の規定による。 【根拠条文】 第 10 条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。	
備考	

処分基準

番 号	6-11
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	養育者に対する手当の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 11 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 11 条の規定による。 【根拠条文】 第 11 条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-12
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の返還
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 12 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 第 12 条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第 9 条から前条までの規定を適用しない。 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。 (1) 当該被災者(第 9 条第 1 項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者(第 9 条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当	

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 10 条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

備考

処分基準

番 号	6-13
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	母、父又は養育者に対する手当の支給制限
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 13 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 13 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 第 13 条の 2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第 1 号、第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。 (3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。 (4) 父又は母の死亡について労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から 6 年を経過していないとき。 2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 (1) 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 1 条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。	

(2) 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につきその支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。 4 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。
備考

処 分 基 準

番 号	6-14
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	受給資格者に対する手当の支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 13 条の 3 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 13 条の 3 の規定による。 【根拠条文】 第 13 条の 3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき(第 6 条第 1 項の規定による認定の請求をした日において 3 歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の 2 分の 1 に相当する額を超えることができない。 2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-15
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	規定違反に対する支給の制限
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 14 条の規定による。 【根拠条文】 第 14 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 (2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 (4) 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 (5) 受給資格者が、第 6 条第 1 項の規定による認定の請求又は第 28 条第 1 項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。	
備考	

処分基準

番 号	6-16
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	届出等不履行の支払の差止め
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 第 15 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-17
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 23 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 23 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 23 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	
備考	

処分基準

番 号	6-18
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の手当の支払の調整
法 令（ 例 規 ） 名	児童扶養手当法
根 拠 条 項	第 31 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 36 年法律第 238 号
【基準】 第 31 条の規定による。 【根拠条文】 （手当の支払の調整） 第 31 条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第 12 条第 2 項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-19
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5126

処 分 の 概 要	事務の適正な実施のための監督上の命令
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 21 条の 13
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 21 条の 13 の規定による。 【根拠条文】 第 21 条の 13 市町村長は、第 21 条の 11 第 3 項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-20
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	母子及び父子並びに寡婦福祉法
根 拠 条 項	第 31 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 129 号
【基準】 第 31 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 31 条の 2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があ るときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収する ことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-21
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	母子及び父子並びに寡婦福祉法
根 拠 条 項	第 31 条の 10 において準用する第 31 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 129 号
【基準】 第 31 条の 10 において準用する第 31 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 （父子家庭自立支援給付金） 第 31 条の 10 第 31 条から第 31 条の 4 までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第 31 条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第 1 号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第 2 号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第 31 条の 2 中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。 （不正利得の徴収） 第 31 条の 2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-22
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	診療報酬の支払いの一時差止め
法 令（ 例 規 ） 名	母子保健法
根 拠 条 項	第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 40 年法律第 141 号
【基準】 第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （養育医療） 第 20 条 7 児童福祉法第 19 条の 12、第 19 条の 20 及び第 21 条の 3 の規定は養育医療の給付について、同法第 20 条第 7 項及び第 8 項並びに第 21 条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 19 条の 12 中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第 19 条の 20（第 2 項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第 1 項中「第 19 条の 3 第 10 項」とあるのは「母子保健法第 20 条第 7 項において読み替えて準用する第 19 条の 12」と、同条第 4 項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第 21 条の 3 第 2 項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。 児童福祉法 第 21 条の 3 2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-23
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	母子保健法
根 拠 条 項	第 21 条の 4 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 40 年法律第 141 号
【基準】 第 21 条の 4 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （費用の徴収） 第 21 条の 4 第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-24
担 当 部 署	こども未来部 こども家庭課
電 話 番 号	0771-25-5138

処 分 の 概 要	助産の実施の解除
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 22 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 22 条の規定による。 【根拠条文】 第 22 条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 2 前項に規定する妊産婦であって助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。 3 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。 4 都道府県等は、第 1 項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	6-25
担 当 部 署	こども未来部 こども家庭課
電 話 番 号	0771-25-5138

処 分 の 概 要	母子保護の実施の解除
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 23 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 23 条の規定による。 【根拠条文】 第 23 条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用等適切な保護を行わなければならない。 2 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。 3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 4 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号若しくは第 26 条第 1 項第 5 号又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条の 2 の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。	

5 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設

の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

備考

処分基準

番 号	6-26
担 当 部 署	こども未来部 こども家庭課
電 話 番 号	0771-25-5138

処 分 の 概 要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 56 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 2 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用（同条第 7 号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-27
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定保育所の保育費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	附則第 6 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 附則第 6 条の規定による。 【根拠条文】 （保育所に係る委託費の支払等） 第 6 条 市町村は、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1 月につき、第 27 条第 3 項第 1 号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第 27 条の規定は適用しない。 2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 42 条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 28 条第 2 項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 3 第 2 項の規定は適用しない。 3 第 1 項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 第 1 項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から	

徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

6 第 4 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 第 4 項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

備考

処 分 基 準

番 号	6-28
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項及び第 2 項(第 30 条の 3 において準用する場合を含む。)
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 12 条の規定による。 【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第 12 条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村は、第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第 27 条第 5 項(第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 29 条第 5 項(第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。 3 前 2 項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。 (準用) 第 30 条の 3 第 12 条から第 18 条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
備考	

--

処分基準

番 号	6-29
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	教育・保育給付認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 24 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 24 条の規定による。 【根拠条文】 （教育・保育給付認定の取消し） 第 24 条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。 （1）当該教育・保育給付認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 （2）当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 （3）その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-30
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	施設等利用給付認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 30 条の 9 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 30 条の 9 の規定による。 【根拠条文】 （施設等利用給付認定の取消し） 第 30 条の 9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 （1）当該施設等利用給付認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第 30 条の 4 第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 （2）当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 （3）その他政令で定めるとき。 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-31
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 39 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 39 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 39 条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 （1）第 34 条第 2 項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 （2）第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第 5 項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第 5 項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第 17 条第 1 項、学校教育法第 4 条第 1 項若しくは児童福祉法第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の認定をいう。第 5 項及び次条第 1 項第 2 号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保	

育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	6-32
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定教育・保育施設の確認の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 40 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 40 条の規定による。 【根拠条文】 (確認の取消し等) 第 40 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定教育・保育施設の設置者が、第 33 条第 6 項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 (3) 特定教育・保育施設の設置者が、第 34 条第 2 項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 (4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定教育・保育施設の設置者が、第 38 条第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第 38 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施	

設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第 27 条第 1 項の確認を受けたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去 5 年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第 27 条第 1 項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 31 条第 1 項の申請をすることができない。

備考

処 分 基 準

番 号	6-33
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 51 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 57 条の規定による。 【根拠条文】 (勧告、命令等) 第 51 条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。 (2) 第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。 (3) 第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	6-34
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定地域型保育事業者の確認の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 52 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 52 条の規定による。 【根拠条文】 (確認の取消し等) 第 52 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定地域型保育事業者が、第 45 条第 6 項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特定地域型保育事業者が、第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定地域型保育事業者が、第 50 条第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第 50 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の確認を受けたとき。	

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第 29 条第 1 項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 43 条第 1 項の申請をすることができない。

備考

処 分 基 準

番 号	6-35
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 57 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 57 条の規定による。 【根拠条文】 (勧告、命令等) 第 57 条 第 55 条第 2 項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第 4 項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第 1 項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長等は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第 3 項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	6-36
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 58 条の 9 第 5 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 法第 58 条の 9 の規定による。 【根拠条文】 （勧告、命令等） 第 58 条の 9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第 7 条第 10 項各号(第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第 58 条の 6 第 2 項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第 6 項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第 4 条第 1 項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。	

3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞な

く、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

(1) 幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可

(2) 第7条第10項第4号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。)当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出

(3) 第7条第10項第5号に掲げる事業当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。)当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定子ども園法第3条第1項若しくは第3項の認定

ロ幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可

(4) 第7条第10項第6号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。)当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出

(5) 第7条第10項第7号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。)当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による

届出
備考

処 分 基 準

番 号	6-37
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	子ども・子育て支援法
根 拠 条 項	第 58 条の 10 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 24 年法律第 65 号
【基準】 第 58 条の 10 の規定による。 【根拠条文】 （確認の取消し等） 第 58 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 3 第 2 項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第 7 条第 10 項第 8 号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第 6 項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園においては当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第 6 号又は第 7 号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。 (3) 特定子ども・子育て支援提供者（第 7 条第 10 項第 4 号に掲げる施設の設置者又は同項第 5 号、第 7 号若しくは第 8 号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第 4 号、第 5 号、第 7 号又は第 8 号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。	

- (4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第 30 条の 11 第 1 項の確認を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去 5 年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去 5 年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 58 条の 2 の申請をすることができない。

備考

処 分 基 準

番 号	6-38
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 24 条第 5 項及び第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 24 条第 5 項及び第 6 項の規定による。 【根拠条文】 第 24 条 5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第 28 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第 30 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。 6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第 42 条第 1 項又は第 54 条第 1 項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定	

こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
備考

処 分 基 準

番 号	6-39
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 25 条の 7 第 1 項第 2 号
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 25 条の 7 第 1 項第 2 号の規定による。 【根拠条文】 第 25 条の 7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 (1) 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。 (2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 6 項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-40
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	家庭的保育事業等に対する改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 34 条の 17 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 34 条の 17 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 第 34 条の 17 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-41
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	家庭的保育事業等の停止命令等
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 34 条の 17 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 34 条の 17 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 第 34 条の 17 4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第 1 項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-42
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 56 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 56 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条 2 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-43
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	公私連携保育法人の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 56 条の 8 第 11 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 56 条の 8 第 10 項及び第 11 項の規定による。 【根拠条文】 第 56 条の 8 10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-44
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	家庭的保育事業等の認可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 58 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 58 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 58 条 2 第 34 条の 15 第 2 項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	6-45
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	公私連携法人の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
根 拠 条 項	第 34 条第 11 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 18 年法律第 77 号
【基準】 第 34 条第 10 項及び第 11 項の規定による。 （公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例） 【根拠条文】 第 34 条 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-1
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	変更命令
法 令（ 例 規 ） 名	工場立地法
根 拠 条 項	第 10 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 34 年法律第 24 号
【基準】 第 10 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (変更命令) 第 10 条 市町村長は、前条第 2 項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあった日から 90 日以内にしなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-2
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	法令等違反に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	商店街振興組合法
根 拠 条 項	第 85 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 37 年法律第 141 号
【基準】 第 85 条の規定による。 【根拠条文】 (行政庁の命令) 第 85 条 行政庁は、前条第 1 項の規定により報告を徴し、又は第 81 条第 2 項若しくは前条第 1 項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-3
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	組合に対する解散の命令
法 令（ 例 規 ） 名	商店街振興組合法
根 拠 条 項	第 86 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 37 年法律第 141 号
【基準】 法第 86 条の規定による。 【根拠条文】 （組合に対する解散の命令） 第 86 条 行政庁は、組合が第 36 条第 2 項に規定する設立要件を欠くに至ったと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-4
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	高度化事業計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	中小小売商業振興法施行令
根 拠 条 項	第 9 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年政令第 286 号
【基準】 政令第 9 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （認定計画の変更等） 第 9 条 2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第 4 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定による認定を受けた者、同条第 3 項第 3 号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第 6 項に規定する特定会社又は同条第 4 項若しくは第 5 項の規定による認定を受けた者若しくは同条第 4 項第 2 号に規定する会社が当該認定計画（当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの）に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-5
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	市民農園整備促進法
根 拠 条 項	第 9 条及び第 10 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 2 年法律第 44 号
【基準】 第 9 条及び第 10 条の規定による。 【根拠条文】 （勧告） 第 9 条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第 7 条第 5 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。 （認定の取消し） 第 10 条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-6
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	協定の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	集落地域整備法施行令
根 拠 条 項	第 11 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 63 年政令第 25 号
【基準】 第 11 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （協定の変更等） 第 11 条 3 市町村長は、次に掲げる場合には、法第 8 条第 1 項の認定を取り消すことができる。 （1） 協定の内容が法第 8 条第 4 項の規定に違反するもの又は法第 9 条第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合 （2） 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-7
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	経営管理権集積計画の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	森林経営管理法
根 拠 条 項	第 8 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年法律第 35 号
【基準】 第 8 条の規定による。 【根拠条文】 (経営管理権集積計画の取消し) 第 8 条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合 (3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-8
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	経営管理実施権配分計画の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	森林経営管理法
根 拠 条 項	第 40 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年法律第 35 号
【基準】 第 40 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （経営管理実施権配分計画の取消し） 第 40 条 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。 （1）偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合 （2）第 36 条第 2 項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 （3）経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 （4）経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 （5）正当な理由がなくて前条の報告をしない場合 （6）その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-9
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	災害等防止措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	森林経営管理法
根 拠 条 項	第 42 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年法律第 35 号
【基準】 第 42 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （災害等防止措置命令） 第 42 条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第 10 条の 9 第 3 項の規定の適用がある場合は、この限りでない。 (1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。 (2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。 (3) 当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。 (4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-10
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等
法 令（ 例 規 ） 名	森林法
根 拠 条 項	第 10 条の 9
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 249 号
【基準】 第 10 条の 9 の規定による。 【根拠条文】 （伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等） 第 10 条の 9 市町村の長は、前条第 1 項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令があったときは、その命令があった後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかったものとみなす。 3 市町村の長は、前条第 1 項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 市町村の長は、前条第 1 項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。	

- | |
|---|
| <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p> |
| <p>備考</p> |

処 分 基 準

番 号	7-11
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	施業実施協定の認可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	森林法
根 拠 条 項	第 10 条の 11 の 8 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 249 号
【基準】 第 10 条の 11 の 8 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （施業実施協定の認可の取消し） 第 10 条の 11 の 8 市町村の長は、第 10 条の 11 第 1 項若しくは第 2 項又は第 10 条の 11 の 5 第 1 項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第 10 条の 11 の 4 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-12
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	森林経営計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	森林法
根 拠 条 項	第 16 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 249 号
【基準】 第 16 条の規定による。 【根拠条文】 （認定の取消し） 第 16 条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第 11 条第 5 項の認定を取り消すことができる。 （1） 認定森林所有者等が、第 12 条第 1 項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。 （2） 認定森林所有者等が、第 14 条の規定に違反していると認められるとき。 （3） 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-13
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	措置命令(当該許可に係る条件に違反した者に対するものに限る。)
法 令 (例 規) 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号
【基準】 第 10 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (許可に係る措置命令等) 第 10 条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第 5 項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-14
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	許可の取消し(当該許可に係るものに限る。)
法 令 (例 規) 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 10 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号
【基準】 第 10 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (許可に係る措置命令等) 第 10 条 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-15
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	登録の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 22 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 88 号
【基準】 第 22 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第 22 条 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。	
備考	

処分基準

番 号	7-16
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	措置命令(当該許可を受けた者に係るものに限る。)
法 令 (例 規) 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 24 条第 9 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号
【基準】 第 24 条第 9 項の規定による。 【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第 24 条 9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第 4 項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-17
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 24 条第 10 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 88 号
【基準】 第 24 条第 10 項の規定による。 【根拠条文】 （販売禁止鳥獣等の販売の許可） 第 24 条 10 都道府県知事は、第 1 項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-18
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	事業計画の認定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
根 拠 条 項	第 8 条第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年法律第 78 号
【基準】 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （事業計画の変更等） 第 8 条 2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第 1 項の認定に係る事業計画（前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。）に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第 5 項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第 1 項の認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-19
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農業経営基盤強化促進法
根 拠 条 項	第 13 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 55 年法律第 65 号
【基準】 第 13 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （農業経営改善計画の変更等） 第 13 条 2 同意市町村は、前条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第 5 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第 4 項に規定する者（第 14 条の 2 において「関連事業者等」という。）が認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-20
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	青年等就農計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農業経営基盤強化促進法
根 拠 条 項	第 14 条の 5 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 55 年法律第 65 号
【基準】 第 14 条の 5 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （青年等就農計画の変更等） 第 14 条の 5 2 同意市町村は、前条第 1 項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第 3 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第 2 項第 2 号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-21
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農用地利用集積計画の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農業経営基盤強化促進法
根 拠 条 項	第 20 条の 2 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 55 年法律第 65 号
【基準】 第 20 条の 2 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （農用地利用集積計画の取消し等） 第 20 条の 2 2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。 （1）第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 （2）前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-22
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農用地利用規程の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農業経営基盤強化促進法
根 拠 条 項	第 24 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 55 年法律第 65 号
【基準】 第 24 条第 3 項及び農業経営基盤強化促進法施行令第 13 条の規定による。 【根拠条文】 （農用地利用規程の変更等） 第 24 条 3 同意市町村は、認定団体が第 23 条第 1 項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 （農用地利用規程の認定の取消しの事由） 第 13 条 法第 24 条第 3 項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 農用地利用規程について法第 23 条第 1 項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなったこと。 (2) 法第 6 条第 5 項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）が法第 23 条第 3 項第 1 号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第 24 条第 1 項の規定による変更の認定を受けなかったこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-23
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	協定の認可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農業振興地域の整備に関する法律
根 拠 条 項	第 18 条の 11 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 58 号
【基準】 第 18 条の 11 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (協定の認可の取消し) 第 18 条の 11 市町村長は、第 18 条の 2 第 1 項又は第 18 条の 6 第 1 項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第 18 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-24
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	農地法
根 拠 条 項	第 42 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 229 号
【基準】 第 42 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (措置命令) 第 42 条 市町村長は、第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-25
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	設備整備計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
根 拠 条 項	第 8 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 25 年法律第 81 号
【基準】 第 8 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (設備整備計画の変更等) 第 8 条 3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第 3 項の認定に係る設備整備計画(第 1 項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-26
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	受益者からの負担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 90 条第 6 項の規定による。 【根拠条文】 （国営土地改良事業の負担金） 第 90 条 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-27
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 90 条の 2 第 1 項の規定による。	
【根拠条文】 (国営土地改良事業に係るの特別徴収金) 第 90 条の 2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第 1 号の事業、国営市町村特別申請事業及び第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあっては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-28
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 90 条の 2 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （国営土地改良事業に係る特別徴収金） 第 90 条の 2 4 国、都道府県又は市町村は、第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第 1 号の事業により造成された土地を第 94 条の 8 第 5 項(第 94 条の 8 の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があった日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を第 94 条の 8 第 4 項(第 94 条の 8 の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあっては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-29
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 90 条の 2 第 6 項の規定による。 【根拠条文】 （国営土地改良事業に係る特別徴収金） 第 90 条の 2 6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となってその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第 113 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及	

び市町村にあっては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	7-30
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	受益者からの分担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 91 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （都道府県営土地改良事業の分担金等） 第 91 条 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第 224 条の分担金として徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-31
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条の 2 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 91 条の 2 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金） 第 91 条の 2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第 87 条の 3 第 1 項、第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-32
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条の 2 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 91 条の 2 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金） 第 91 条の 2 4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となってその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-33
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条の 2 第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 91 条の 2 第 6 項の規定による。 【根拠条文】 （都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金） 第 91 条の 2 6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。 （1）事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合 ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第 1 項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合 （2）事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者次のいずれかに掲げる場合 イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を	

目的とする権利の設定又は移転をした場合 ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合
備考

処分基準

番 号	7-34
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	賦課金等の徴収(法第 36 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 36 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(経費の賦課)

第 36 条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第 90 条第 4 項(第 91 条第 4 項及び第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)、第 90 条第 8 項又は第 91 条第 5 項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

備考

処分基準

番 号	7-35
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特別徴収金の徴収(法第 36 条の 3 第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 36 条の 3 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(特別徴収金)

第 36 条の 3 土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	7-36
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	一時利用地指定(法第 53 条の 5 第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 53 条の 5 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(一時利用地の指定)

第 53 条の 5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	7-37
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	換地処分前の使用収益停止(法第 53 条の 6 第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 53 条の 6 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(使用及び収益の停止)

第 53 条の 6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第 53 条の 2 の 2 第 1 項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	7-38
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第 53 条の 6 第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 53 条の 6 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(使用及び収益の停止)

第 53 条の 6

2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第 53 条の 2 の 3 第 3 項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第 1 項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第 5 条第 7 項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。

備考

処 分 基 準

番 号	7-39
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第 53 条の 8 第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 96 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 53 条の 8 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (準用規定) 第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 36 条の 3 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項及び第 7 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 3 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない」と、同条第 5 項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、「第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「同項」と、第 36 条の 3 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業(第 87 条の 5 第 1 項の規定により行う土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項	

中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもって、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあっては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあっては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続（第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあっては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第 7 項中「第 2 項、第 4 項又は前項」とあるのは「第 4 項」と、「第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項」とあるのは「第 87 条の 5 第 1 項」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

(一時利用地の指定等に伴う補償等)

第 53 条の 8

2 第 53 条の 5 第 1 項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第 5 条第 7 項に掲げる権利を有する者がその指定によって利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	7-40
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	清算金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 108 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 第 108 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （清算金） 第 108 条 第 98 条第 10 項又は第 99 条第 12 項の規定による公告があったときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があった交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-41
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	土地改良事業の障害物の除去等
法 令（ 例 規 ） 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 119 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 195 号
【基準】 法第 119 条の規定による。 【根拠条文】 （障害物の移転等） 第 119 条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによって通常生ずべき損失を補償しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	7-42
担 当 部 署	産業観光部 農地整備課
電 話 番 号	0771-25-5183

処 分 の 概 要	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
根 拠 条 項	第 16 条第 3 項(第 17 条第 4 項において準用する場合を含む。)
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 31 年法律第 17 号
【基準】 第 16 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (裁定の効果等) 第 16 条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。 2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。 3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。 4 市町村長は、前条第一項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-1
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 17 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 17 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （変更命令等） 第 17 条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第 7 項及び次条第 1 項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第 3 項の規定は、適用しない。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処分基準

番 号	8-2
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 17 条第 5 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 17 条第 5 項の規定による。 【根拠条文】 （変更命令等） 第 17 条 5 景観行政団体の長は、第 1 項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-3
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 23 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 23 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （原状回復命令等） 第 23 条 景観行政団体の長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-4
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要建造物の管理改善の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 26 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 26 条の規定による。 【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第 26 条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第 2 項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-5
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第 23 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	景観法
根 拠 条 項	第 32 条第 1 項において準用する第 23 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 第 32 条第 1 項において準用する第 23 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (原状回復命令等についての準用) 第 32 条 第 23 条の規定は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 2 項において準用する第 22 条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第 23 条第 1 項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 (原状回復命令等) 第 23 条 景観行政団体の長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-6
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要樹木の管理改善の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 34 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 34 条の規定による。 【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第 34 条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第 2 項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-7
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	違反建築物に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 64 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 64 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （違反建築物に対する措置） 第 64 条 市町村長は、第 62 条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-8
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 70 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 70 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置） 第 70 条 市町村長は、前条第 2 項の規定により第 62 条から第 68 条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-9
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観整備機構に対する業務改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 95 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 95 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (監督等) 第 95 条 2 景観行政団体の長は、機構が第 93 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処分基準

番 号	8-10
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観整備機構の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	景観法
根 拠 条 項	第 95 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 16 年法律第 110 号
【基準】 法第 95 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （監督等） 第 95 条 3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第 92 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-11
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	生産緑地内の原状回復命令等
法 令（ 例 規 ） 名	生産緑地法
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 49 年法律第 68 号
【基準】 法第 9 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （原状回復命令等） 第 9 条 市町村長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。	
備考	

処分基準

番 号	8-12
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の原状回復又は建築物等の移転等の命令
法 令（ 例 規 ） 名	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
根 拠 条 項	第 21 条第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 4 年法律第 76 号
【基準】 法第 21 条第 6 項の規定による。 【根拠条文】 （建築行為等の制限等） 第 21 条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 （1） 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの （2） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 （3） 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 6 都道府県知事等は、第 1 項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-13
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	受益者負担金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	都市計画法
根 拠 条 項	第 75 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 100 号
【基準】 法第 75 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （受益者負担金） 第 75 条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-14
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	受益者負担金の督促
法 令（ 例 規 ） 名	都市計画法
根 拠 条 項	第 75 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 100 号
【基準】 法第 75 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （受益者負担金） 第 75 条 3 前 2 項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-15
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	業務運営改善の措置命令等
法 令（ 例 規 ） 名	都市計画法
根 拠 条 項	第 75 条の 7 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 100 号
【基準】 第 75 条の 7 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （監督等） 第 75 条の 7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-16
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	許可等の取り消し、建築物除却命令等
法 令（ 例 規 ） 名	都市計画法
根 拠 条 項	第 81 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 43 年法律第 100 号
【基準】 法第 81 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （監督処分等） 第 81 条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 （1） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 （2） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 （3） この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 （4） 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべ	

き旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

備考

処 分 基 準

番 号	8-17
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	違反行為に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 7 条の 5 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 7 条の 5 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (違反行為に対する措置) 第 7 条の 5 建築許可権者は、前条第 1 項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。 2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-18
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の引渡等に要した費用の納付(第 99 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第 99 条の 8 5 第 99 条の 3 第 3 項の規定は第 1 項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第 98 条第 1 項及び第 2 項並びに第 99 条(第 2 項を除く。)の規定は第 3 項の場合について準用する。この場合において、第 98 条第 2 項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第 99 条 3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する前条第 3 項の規定によって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-19
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	費用の督促(第 99 条第 4 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第 99 条の 8 5 第 99 条の 3 第 3 項の規定は第 1 項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第 98 条第 1 項及び第 2 項並びに第 99 条(第 2 項を除く。)の規定は第 3 項の場合について準用する。この場合において、第 98 条第 2 項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第 99 条 4 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定によって通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	
備考	

処分基準

番 号	8-20
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 104 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 104 条の規定による。	
【根拠条文】 （清算） 第 104 条 前条第 1 項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第 88 条第 1 項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。 2 第 99 条の 2 第 3 項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第 99 条の 6 第 2 項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-21
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の督促
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 106 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 106 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （清算金の徴収） 第 106 条 2 個人施行者以外の施行者は、第 104 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-22
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	延滞金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 106 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 106 条第 3 項及び都市再開発法施行令第 43 条の規定による。 【根拠条文】 （清算金の徴収） 第 106 条 3 前項の督促をするときは、組合にあっては定款で定めるところにより、再開発会社において は規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等においては政令で定めるところにより、 年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 都市再開発法施行令 （延滞金） 第 43 条 法第 106 条第 3 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る 清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が 1,000 円以上である場合に徴収するも のとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促 額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年 14.5 パーセントの割合を乗じて 計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日 以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった督促額を控除した額と する。 2 前項の延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-23
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の徴収(第 104 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 111 条において準用する法第 104 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 111 条において準用する法第 104 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則) 第 111 条 施行者は、第 75 条第 2 項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない と認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第 109 条の 2 第 3 項及び第 109 条の 3 第 3 項に規定する地上権を除く。)が設定されないも のとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第 76 条、第 77 条第 2 項 後段及び第 3 項並びに第 88 条第 1 項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同 表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 (清算) 第 104 条 前条第 1 項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築 物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者が これに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに 差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第 88 条第 1 項ただし書の規定に より支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。	
備考	

処分基準

番 号	8-24
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 24 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 118 条の 24 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （清算） 第 118 条の 24 前条第 1 項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-25
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の督促(第 106 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 24 第 2 項において準用する法第 106 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 24 第 2 項において準用する法第 106 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (清算) 第 118 条の 24 2 第 105 条から第 107 条まで(第 106 条第 6 項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 105 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 23 第 1 項」と、「同項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 106 条第 1 項及び第 2 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 107 条第 1 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第 2 項中「第 101 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 21 第 1 項」と読み替えるものとする。 (清算金の徴収) 第 106 条 2 個人施行者以外の施行者は、第 104 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。	
備考	

処分基準

番 号	8-26
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	延滞金の徴収(第 106 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 24 第 2 項において準用する法第 106 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 24 第 2 項において準用する法第 106 条第 3 項及び都市再開発法施行令第 43 条の規定による。 【根拠条文】 (清算) 第 118 条の 24 2 第 105 条から第 107 条まで(第 106 条第 6 項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 105 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 23 第 1 項」と、「同項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 106 条第 1 項及び第 2 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 107 条第 1 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第 2 項中「第 101 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 21 第 1 項」と読み替えるものとする。 (清算金の徴収) 第 106 条 3 前項の督促をするときは、組合にあっては定款で定めるところにより、再開発会社にあっては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあっては政令で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 都市再開発法施行令 (延滞金) 第 43 条 法第 106 条第 3 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促	

額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。

備考

処 分 基 準

番 号	8-27
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	延滞金の徴収(第 118 条の 24 第 2 項・第 106 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 24 第 2 項において準用する第 106 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 24 第 2 項において準用する第 106 条第 3 項及び都市再開発法施行令第 43 条の規定による。 【根拠条文】 第 118 条の 25 の 3 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者(第 118 条の 18 又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第 118 条の 8、第 118 条の 10 において準用する第 75 条第 1 項及び第 3 項並びに第 77 条第 2 項前段、第 118 条の 25 第 2 項において準用する第 109 条の 2 第 2 項後段、前条第 2 項において準用する第 109 条の 3 第 2 項後段並びに第 118 条の 32 第 3 項において準用する同条第 1 項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第 118 条の 22 の規定は、適用しない。 3 第 1 項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 表 略 (清算金の徴収) 第 106 条 3 前項の督促をするときは、組合にあっては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 都市再開発法施行令 (延滞金)	

第 43 条 法第 106 条第 3 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。

備考

処 分 基 準

番 号	8-28
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	物件の移転命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 27 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 118 条の 27 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （物件の移転命令） 第 118 条の 27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。 2 第 98 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第 96 条第 3 項の場合」とあるのは、「第 118 条の 27 第 1 項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。	
備考	

処分基準

番 号	8-29
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	特定建築者の決定の取消し(第 99 条の 8 第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第 118 条の 28 2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第 99 条の 8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかった場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-30
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の明渡し請求(第 99 条の 8 第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第 118 条の 28 2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第 99 条の 8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-31
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第 99 条の 8 第 5 項・第 99 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 5 項において準用する法第 99 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第 118 条の 28 2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第 99 条 市町村長は、前条第 1 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第 96 条第 3 項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	8-32
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の引渡等に要した費用の納付(第 99 条の 8 第 5 項・第 99 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 5 項において準用する法第 99 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 28 第 2 項において準用する法第 99 条の 8 第 5 項において準用する法第 99 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第 118 条の 28 2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第 99 条 3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する前条第 3 項の規定によって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。	

備考

処 分 基 準

番 号	8-33
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	費用の督促(第 99 条の 8 第 5 項・第 99 条第 4 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 28 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 8 第 5 項において準用する第 99 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第 118 条の 28 2 第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 から第 99 条の 9 まで並びに第 104 条第 2 項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第 99 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 99 条の 3 第 2 項並びに第 99 条の 7 中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第 99 条の 6 第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第 104 条第 2 項中「第 99 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 2 第 3 項」と、「第 99 条の 6 第 2 項」とあるのは「第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第 99 条の 8 5 第 99 条の 3 第 3 項の規定は第 1 項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第 98 条第 1 項及び第 2 項並びに第 99 条(第 2 項を除く。)の規定は第 3 項の場合について準用する。この場合において、第 98 条第 2 項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 (費用の徴収) 第 99 条	

4 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定によって通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	8-34
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の徴収(第 118 条の 24 第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 25 の 3 第 3 項において準用する法第 118 条の 24 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 25 の 3 第 3 項において準用する法第 118 条の 24 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 第 118 条の 25 の 3 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者(第 118 条の 18 又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第 118 条の 8、第 118 条の 10 において準用する第 75 条第 1 項及び第 3 項並びに第 77 条第 2 項前段、第 118 条の 25 第 2 項において準用する第 109 条の 2 第 2 項後段、前条第 2 項において準用する第 109 条の 3 第 2 項後段並びに第 118 条の 32 第 3 項において準用する同条第 1 項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第 118 条の 22 の規定は、適用しない。 3 第 1 項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 表 略 (清算) 第 118 条の 24 前条第 1 項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	8-35
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	清算金の督促(第 118 条の 24 第 2 項・第 106 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 118 条の 25 の 3 第 3 項において準用する第 118 条の 24 第 2 項において準用する第 106 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 第 118 条の 25 の 3 第 3 項において準用する第 118 条の 24 第 2 項において準用する第 106 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 第 118 条の 25 の 3 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者(第 118 条の 18 又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定事業参加者の全ての同意を得たときは、第 118 条の 8、第 118 条の 10 において準用する第 75 条第 1 項及び第 3 項並びに第 77 条第 2 項前段、第 118 条の 25 第 2 項において準用する第 109 条の 2 第 2 項後段、前条第 2 項において準用する第 109 条の 3 第 2 項後段並びに第 118 条の 32 第 3 項において準用する同条第 1 項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第 118 条の 22 の規定は、適用しない。 3 第 1 項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。 表 略 (清算) 第 118 条の 24 前条第 1 項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 2 第 105 条から第 107 条まで(第 106 条第 6 項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 105 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 23 第	

1 項」と、「同項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 106 条第 1 項及び第 2 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、第 107 条第 1 項中「第 104 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 24 第 1 項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第 2 項中「第 101 条第 1 項」とあるのは「第 118 条の 21 第 1 項」と読み替えるものとする。

(清算金の徴収)

第 106 条

2 個人施行者以外の施行者は、第 104 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-36
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	公共施設管理者に対する負担金の請求
法 令（ 例 規 ） 名	都市再開発法
根 拠 条 項	第 121 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 38 号
【基準】 法第 121 条の規定による。 【根拠条文】 （公共施設管理者の負担金） 第 121 条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。 2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-37
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	勧告履行命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市再生特別措置法
根 拠 条 項	第 62 条の 10 第 5 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 22 号
【基準】 法第 62 条の 10 第 5 項の規定による。 【根拠条文】 （出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等） 第 62 条の 10 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場（路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。）を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあっては、この限りでない。 2 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 3 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土	

交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が第 1 項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 5 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
備考

処 分 基 準

番 号	8-38
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	協定の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市再生特別措置法
根 拠 条 項	第 77 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 22 号
【基準】 法第 77 条の規定による。 【根拠条文】 (協定の認定の取消し) 第 77 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。 (1) 認定都市利便増進協定の内容が第 75 条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。 (2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-39
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	立地誘導促進施設協定の認可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市再生特別措置法
根 拠 条 項	第 109 条の 6 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 22 号
【基準】 法第 109 条の 6 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （立地誘導促進施設協定の認可の取消し） 第 109 条の 6 市町村長は、第 109 条の 4 第 3 項において準用する第 45 条の 2 第 4 項、第 45 条の 5 第 1 項又は第 45 条の 11 第 1 項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第 109 条の 4 第 3 項において準用する第 45 条の 4 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-40
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	改善措置命令及び指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市再生特別措置法
根 拠 条 項	第 121 条第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 22 号
【基準】 第 121 条第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （監督等） 第 121 条 市町村長は、第 119 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が第 119 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 118 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-41
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	緑地保全地域における行為の禁止等の命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 8 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 第 8 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (緑地保全地域における行為の届出等) 第 8 条 緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第 20 条第 2 項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条及び第 6 章第 2 節において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの 2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第 6 条第 1 項に規定する基準(同条第 3 項に規定する場合にあっては、第 3 条の 3 第 2 項第 5 号又は第 4 条第 2 項第 5 号イに規定する基準。第 8 項において同じ。)に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局)参照	
備考	

--

処分基準

番 号	8-42
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	原状回復命令等
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項(第 15 条において準用する場合を含む。)
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 9 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (原状回復命令等) 第 9 条 都道府県知事等は、前条第 2 項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-43
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	違反建築物に対する措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 37 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 37 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （違反建築物に対する措置） 第 37 条 市町村長は、第 35 条(第 3 項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局) 3 違反建築物に対する措置 法第 37 条第 1 項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市区町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第 35 条の規定(同条第 4 項を除く。)又法第 35 条第 3 項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとる旨を命ずることが考えられる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-44
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 64 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 64 条の規定による。 【根拠条文】 (改善命令) 第 64 条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局) ⑩ 改善命令 改善命令は、認定計画に従って緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認定計画に従った緑化施設等の整備が確実にに行い得るよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-45
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 65 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 65 条の規定による。 【根拠条文】 (認定の取消し) 第 65 条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第 61 条第 1 項の認定を取り消すことができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-46
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	推進法人に対する改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 84 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 84 条の規定による。 【根拠条文】 (改善命令) 第 84 条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局)参照	
備考	

処分基準

番 号	8-47
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	推進法人の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市緑地法
根 拠 条 項	第 85 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 48 年法律第 72 号
【基準】 法第 85 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （指定の取消し等） 第 85 条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 都市緑地法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省都市局)参照	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-48
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工事原因者に対する工事施行命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 18 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 法第 18 条の規定による。 【根拠条文】 （工事原因者の工事の施行等） 第 18 条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-49
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	洪水調節のための指示
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 52 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 52 条の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （洪水調節のための指示） 第 52 条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められ	

る場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-50
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工事費用の原因者への負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 67 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 67 条の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （原因者負担金） 第 67 条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維	

持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

備考

処 分 基 準

番 号	8-51
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	洪水時等における業務従事命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 22 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 22 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （洪水時等における緊急措置） 第 22 条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれに	

よる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-52
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工作物用途廃止後の原状回復命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 31 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 31 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等」が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （原状回復命令等） 第 31 条 第 26 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を	

廃止し

たときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があった場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-53
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	流水占用料等の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 32 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 32 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （流水占用料等の徴収等） 第 32 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 23 条、第 24 条	

若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

河川法施行令第 18 条の規定による。

(流水占用料等の額の基準等)

第 18 条 法第 32 条第 1 項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。

(1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。

(2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。

(3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。

2 法第 32 条第 1 項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は法第 23 条の 2 の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。

(2) 法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は法第 23 条の 2 の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は第 75 条第 2 項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。

(3) 2 以上の都府県の区域にわたって行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。

備考

処 分 基 準

番 号	8-54
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川の従前の機能の維持の指示
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 44 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 44 条第 1 項及び河川法施行令第 24 条の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （河川の従前の機能の維持） 第 44 条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第 26 条第 1 項の許可を受けて設置	

するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。第51条の2及び第51条の3を除き、以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

河川法施行令

(河川管理者の指示の基準)

第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。

(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。

(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチヤージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができる認められる容量を確保させること。

備考

処 分 基 準

番 号	8-55
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	ダムの操作規程の変更命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 47 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 47 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （ダムの操作規程） 第 47 条	

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-56
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	改善命令及び指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 58 条の 11 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 58 条の 11 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （監督等） 第 58 条の 11	

2 河川管理者は、河川協力団体が第 58 条の 9 各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-57
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	附帯工事費用の原因者負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 68 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 68 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等」が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （附帯工事に要する費用） 第 68 条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じ	

た他の工事に要する費用は、第 26 条第 1 項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第 37 条の 2、第 58 条の 13、第 95 条及び第 99 条第 2 項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第 59 条、第 60 条第 2 項前段及び第 65 条の 2 第 1 項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-58
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工事費用の受益者への負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 70 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 70 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （受益者負担金） 第 70 条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その	

利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-59
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	負担金等の督促
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 74 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 74 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (この法律の規定を準用する河川) 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 (強制徴収) 第 74 条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定	

に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあっては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあっては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	8-60
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	延滞金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 74 条第 5 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 74 条第 5 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （強制徴収） 第 74 条	

5 河川管理者は、第 1 項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-61
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	許可等の取消し、工事中止命令等
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 75 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 75 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （河川管理者の監督処分） 第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの	

法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者 (2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者
備考

処 分 基 準

番 号	8-62
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	許可等の取消し、工事中止命令等
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 75 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 75 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （この法律の規定を準用する河川） 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 （河川管理者の監督処分） 第 75 条	

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があったとき。

(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなったとき。

(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

備考

処 分 基 準

番 号	8-63
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	損失補償額の原因者への負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	河川法
根 拠 条 項	第 100 条において準用する第 76 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 39 年法律第 167 号
【基準】 第 100 条において準用する第 76 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (この法律の規定を準用する河川) 第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 (監督処分に伴う損失の補償等) 第 76 条	

3 河川管理者は、第 1 項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第 2 項第 5 号に該当するものとして同項の規定による処分があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-64
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	改善命令及び指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	幹線道路の沿道の整備に関する法律
根 拠 条 項	第 13 条の 5 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 55 年法律第 34 号
【基準】 第 13 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （監督等） 第 13 条の 5 2 市町村長は、機構が第 13 条の 3 各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第 13 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-65
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	是正命令
法 令（ 例 規 ） 名	駐車場法
根 拠 条 項	第 19 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 32 年法律第 106 号
【基準】 第 19 条の規定による。 【根拠条文】 （是正命令） 第 19 条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第 11 条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-66
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	他の工作物管理者の工事施行命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 21 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 21 条の規定による。 【根拠条文】 （他の工作物の管理者に対する工事施行命令等） 第 21 条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第 31 条の規定によって協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-67
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工事原因者への工事施行命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 22 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 22 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （工事原因者に対する工事施行命令等） 第 22 条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-68
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	是正のための措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 39 条の 9
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 39 条の 9 の規定による。 【根拠条文】 （占有物件の維持管理に関する措置） 第 39 条の 9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-69
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路占用料の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 39 条第 1 項及び第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 39 条第 1 項及び第 2 項並びに亀岡市道路の占用に関する条例第 3 条の規定による。 【根拠条文】 （占用料の徴収） 第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。 亀岡市道路の占用に関する条例 （占用料の額） 第 3 条 許可を受けた者は、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、別表により難しいものの占用料の額は、別表に準じてその都度市長が定める。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-70
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	原状回復に代る措置の指示
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 40 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 40 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （原状回復） 第 40 条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-71
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	車両積載物の落下予防等措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 43 条の 2
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 43 条の 2 の規定による。 【根拠条文】 （車両の積載物の落下の予防等の措置） 第 43 条の 2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-72
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工作物管理者の危険防止措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 44 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 44 条第 3 項及び第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務） 第 44 条 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。 以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-73
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路に関する必要な措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 47 条の 4 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 47 条の 14 第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （車両の通行に関する措置） 第 47 条の 14 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-74
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	違反車両の通行中止等の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 47 条の 14 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 47 条の 14 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （車両の通行に関する措置） 第 47 条の 14 道路管理者は、第 47 条第 2 項の規定に違反し、若しくは同条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第 47 条の 2 第 1 項の規定により付した条件に違反し、若しくは第 47 条の 10 第 3 項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-75
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	違反行為の中止その他の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 48 条の 12
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 48 条の 11 第 1 項及び第 48 条の 12 に規定による。 【根拠条文】 （出入の制限等） 第 48 条の 11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。 （違反行為に対する措置） 第 48 条の 12 道路管理者は、前条第 1 項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-76
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	通行の中止その他の措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 48 条の 16
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 48 条の 15 及び第 48 条の 16 の規定による。 【根拠条文】 （通行の制限等） 第 48 条の 15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。 2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。 3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。 4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。 （違反行為に対する措置） 第 48 条の 16 道路管理者は、前条 1 項から第 3 項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-77
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路保全立体区域内での措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 48 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 48 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （道路保全立体区域内の制限） 第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-78
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	行為の中止、物件の除却等の命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 48 条第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 48 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 （道路保全立体区域内の制限） 第 48 条 3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であって、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行ってはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-79
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 48 条の 62 第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 48 条の 62 第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (監督等) 第 48 条の 62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 備考	

処 分 基 準

番 号	8-80
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	原因者への工事費用負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 58 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 58 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （原因者負担金） 第 58 条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。	
備考	

処分基準

番 号	8-81
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	原因者への工事費用負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 59 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 59 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （附帯工事に要する費用） 第 59 条 3 道路管理者は、第 1 項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-82
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工作物管理者への費用負担命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 60 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 60 条の規定による。 【根拠条文】 （他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用） 第 60 条 第 21 条の規定によって道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。	
備考	

処分基準

番 号	8-83
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	非常災害時の土地の収用、処分
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 68 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 68 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （非常災害時における土地の一時使用等） 第 68 条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-84
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	非常災害時の防ぎよ従事命令
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 68 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 68 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （非常災害時における土地の一時使用等） 第 68 条 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。	
備考	

処分基準

番 号	8-85
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	許可等の取消し、工作物除去命令等
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 71 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 71 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （道路管理者等の監督処分） 第 71 条 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-86
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	負担金等の督促
法 令（ 例 規 ） 名	道路法
根 拠 条 項	第 73 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 法第 73 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （負担金等の強制徴収） 第 73 条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-87
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第 39 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 39 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する第 39 条第 1 項及び第 2 項並びに亀岡市道路の占用に関する条例第 3 条の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (占用料の徴収) 第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。 亀岡市道路の占用に関する条例 (占用料の額)	

第 3 条 許可を受けた者は、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、別表により難いものの占用料の額は、別表に準じてその都度市長が定める。

備考

処 分 基 準

番 号	8-88
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第 40 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 40 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する第 40 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (原状回復) 第 40 条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	8-89
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第 44 条第 4 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 44 条第 3 項及び第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する第 44 条第 3 項及び第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務) 第 44 条 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。 以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場	

合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

備考

処 分 基 準

番 号	8-90
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第 48 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 48 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する第 48 条第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (道路保全立体区域内の制限) 第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	

備考

処 分 基 準

番 号	8-91
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第 48 条第 4 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する法第 48 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する法第 48 条第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (道路保全立体区域内の制限) 第 48 条 3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であって、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行ってはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。	

備考

処 分 基 準

番 号	8-92
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第 71 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 71 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する第 71 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (道路管理者等の監督処分) 第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第 72 条の 2 第 1 項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反し	

ている者

(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

備考

処 分 基 準

番 号	8-93
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第 71 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名	道路法
根 拠 条 項	第 91 条第 2 項において準用する第 71 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号
【基準】 第 91 条第 2 項において準用する法第 71 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (道路予定区域) 第 91 条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2(第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 (道路管理者等の監督処分) 第 71 条 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合	

備考

処 分 基 準

番 号	9-1
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9310

処 分 の 概 要	給水停止命令(法第 48 条の 2 第 1 項における読替え)
法 令 (例 規) 名	水道法
根 拠 条 項	第 37 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 32 年法律第 177 号
【基準】 第 37 条の規定による。 【根拠条文】 (給水停止命令) 第 37 条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第 2 項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-1
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	学校施設の返還命令
法 令（ 例 規 ） 名	学校施設の確保に関する政令
根 拠 条 項	第 4 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年政令第 34 号
【基準】 第 4 条の規定による。 【根拠条文】 (返還命令) 第 4 条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第 1 項第 1 号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-2
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-5052

処 分 の 概 要	学校施設にある工作物等移転命令
法 令（ 例 規 ） 名	学校施設の確保に関する政令
根 拠 条 項	第 15 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年政令第 34 号
【基準】 第 15 条の規定による。 【根拠条文】 (移転命令) 第 15 条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-3
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 34 条の 8 の 3 第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 第 34 条の 8 の 3 第 3 項の規定による。 【根拠条文】 第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	10-4
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	放課後児童健全育成事業の停止命令等
法 令（ 例 規 ） 名	児童福祉法
根 拠 条 項	第 34 条の 8 の 3 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 164 号
【基準】 法第 34 条の 8 の 3 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。	
備考	

処分基準

番 号	10-5
担 当 部 署	教育部 社会教育課
電 話 番 号	0771-25-5054

処 分 の 概 要	公民館の事業・行為の停止命令
法 令（ 例 規 ） 名	社会教育法
根 拠 条 項	第 23 条及び第 40 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 207 号
【基準】 法第 23 条及び第 40 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （公民館の運営方針） 第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 （1） もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 （2） 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。 （公民館の事業又は行為の停止） 第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあっては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	11-1
担 当 部 署	その他の事務局 公平委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5058

処 分 の 概 要	職員団体規約の認証の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 53 年法律第 80 号
【基準】 第 8 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （認証の取消し） 第 8 条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第 5 条の規定による認証を取り消すことができる。(1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなったとき(混合連合団体となった場合を除く。) (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなったとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなったとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなったときを含む。) (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなったとき。 (5) 規約が第 5 条各号に掲げる要件に該当しないものとなったとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至ったとき。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中第 5 条第 2 号又は第 3 号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があったとき。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	11-2
担 当 部 署	その他の事務局 公平委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5058

処 分 の 概 要	職員団体の登録取消し、効力停止
法 令（ 例 規 ） 名	地方公務員法
根 拠 条 項	第 53 条第 6 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 25 年法律第 261 号
【基準】 第 53 条第 6 項の規定による。その他条例の定めによる。 【根拠条文】 （職員団体の登録） 第 53 条 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき、登録を受けた職員団体について第 2 項から第 4 項までの規定に適合しない事実があったとき、又は登録を受けた職員団体が第 9 項の規定による届出をしなかったときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60 日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。	
備考	

処分基準

番 号	11-3
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	特定農地貸付の承認の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令
根 拠 条 項	第 4 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成元年政令第 258 号
【基準】 第 4 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (特定農地貸付けの変更等) 第 4 条 3 農業委員会は、法第 3 条第 3 項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第 1 項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	11-4
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等
法 令（ 例 規 ） 名	農地法
根 拠 条 項	第 3 条の 2 第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 229 号
【基準】 第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による。 【根拠条文】 （農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等） 第 3 条の 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第 3 項の規定の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けた者に限る。次項第 1 号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 （1）その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合 （2）その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合 （3）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第 3 項の規定によりした同条第 1 項の許可を取り消さなければならない。 （1）農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。 （2）前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。	
備考	

--

処 分 基 準

番 号	11-5
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	違反転用に対する処分
法 令（ 例 規 ） 名	農地法
根 拠 条 項	第 51 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 27 年法律第 229 号
【基準】 第 51 条の規定による。 【根拠条文】 (違反転用に対する処分) 第 51 条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第 4 条若しくは第 5 条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定に違反した者又はその一般承継人 (2) 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者 (3) 前 2 号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人 (4) 偽りその他不正の手段により、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けた者 2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。 3 都道府県知事等は、第 1 項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができる。 4 都道府県知事等は、第 1 項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認	

めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第 2 号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(1) 第 1 項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

(2) 第 1 項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

(3) 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第 1 項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

5 都道府県知事等は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

6 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

備考

処 分 基 準

番 号	12-1
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	分担金等の督促
法 令（ 例 規 ） 名	地方自治法
根 拠 条 項	第 231 条の 3 第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 67 号
【基準】 第 231 条の 3 第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （督促、滞納処分等） 第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-2
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	行政財産の使用許可の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	地方自治法
根 拠 条 項	第 238 条の 4 第 9 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 67 号
【基準】 第 238 条の 4 第 9 項の規定による。 【根拠条文】 (行政財産の管理及び処分) 第 238 条の 4 9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。	
備考	

処分基準

番 号	12-3
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	物件移転費用等の納付命令
法 令（ 例 規 ） 名	土地収用法
根 拠 条 項	第 128 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 26 年法律第 219 号
【基準】 第 128 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 第 128 条 3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する第 102 条の 2 第 3 項の規定によって徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-4
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	物件移転費用等の納付命令(第 128 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名	土地収用法
根 拠 条 項	第 138 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 219 号
【基準】 第 128 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 第 128 条 3 市町村長は、第 1 項に規定する費用を前項において準用する第 102 条の 2 第 3 項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第 1 項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-5
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	勧告に係る措置命令
法 令（ 例 規 ） 名	空家等対策の推進に関する特別措置法
根 拠 条 項	第 22 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 26 年法律第 127 号
【基準】 第 22 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 第 22 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-6
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
根 拠 条 項	第 104 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 50 年法律第 67 号
【基準】 第 104 条の規定による。 【根拠条文】 (監督処分) 第 104 条都府県知事(第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定により市の長の許可 を受けなければならない場合にあっては、当該市の長。次項において同じ。)は、第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に 違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物 若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街 地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復 又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ る。 2 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは 除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却 を命ずべき者を確知することができないときは、都府県知事は、それらの者の負担におい て、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができ る。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは 除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、 都府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除	

却する旨を公告しなければならない。

3 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

処 分 基 準

番 号	12-7
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	業務運営改善の措置命令等
法 令（ 例 規 ） 名	地域再生法
根 拠 条 項	第 22 条第 2 項及び第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 17 年法律第 24 号
【基準】 第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 （監督等） 第 22 条 地方公共団体の長は、第 20 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 地方公共団体の長は、推進法人が第 20 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 19 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-8
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	中心市街地の活性化に関する法律
根 拠 条 項	第 28 条
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 92 号
【基準】 第 28 条の規定による。 【根拠条文】 (改善命令) 第 28 条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第 25 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第 31 条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-9
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	中心市街地の活性化に関する法律
根 拠 条 項	第 29 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 92 号
【基準】 第 29 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (計画の認定の取消し) 第 29 条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-10
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	改善命令
法 令（ 例 規 ） 名	中心市街地の活性化に関する法律
根 拠 条 項	第 63 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 92 号
【基準】 第 63 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (監督等) 第 63 条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-11
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	中心市街地整備推進機構の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	中心市街地の活性化に関する法律
根 拠 条 項	第 63 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 10 年法律第 92 号
【基準】 第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (監督等) 第 63 条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第 61 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-12
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	事業計画の認定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	都市農地の貸借の円滑化に関する法律
根 拠 条 項	第 7 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	平成 30 年法律第 68 号
【基準】 第 7 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (認定の取消し等) 第 7 条 市町村長は、次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第 1 号、農作業常時従事者等にあつては同号から第 3 号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (1) 認定事業者が、第 4 条第 1 項の認定を受けた事業計画(前条第 1 項の認定又は同条第 2 項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従って耕作の事業を行っていないとき。 (2) 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 (3) 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。 (4) 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。 (5) 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。 2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第 4 条第 1 項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。 (1) 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第 4 条第 1 項又は前条第 1 項の認定を受	

けたとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

備考

処分基準

番 号	12-13
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	建築物の移転又は除去費用の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地区画整理法
根 拠 条 項	第 78 条第 2 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 29 年法律第 119 号
【基準】 第 78 条第 2 項の規定による。 【根拠条文】 (移転等に伴う損失補償) 第 78 条 2 前条第 1 項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第 2 項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第 76 条第 4 項若しくは第 5 項、都市計画法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 9 条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第 1 項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-14
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	仮清算金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地区画整理法
根 拠 条 項	第 102 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 29 年法律第 119 号
【基準】 第 102 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （仮清算） 第 102 条 施行者は、第 98 条第 1 項の規定により仮換地を指定した場合又は第 100 条第 1 項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第 94 条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。 2 第 112 条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地について存する権利について先取特権、質権又は抵当権があるときについて準用する。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-15
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	清算金の徴収
法 令（ 例 規 ） 名	土地区画整理法
根 拠 条 項	第 110 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 29 年法律第 119 号
【基準】 第 110 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 （清算金の徴収及び交付） 第 110 条 施行者は、第 103 条第 4 項の公告があった場合においては、第 104 条第 8 項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第 102 条第 1 項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。	
備考	

処分基準

番 号	12-16
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	清算金の督促
法 令（ 例 規 ） 名	土地区画整理法
根 拠 条 項	第 110 条第 3 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 29 年法律第 119 号
【基準】 第 110 条第 3 項の規定による。 【根拠条文】 (清算金の徴収及び交付) 第 110 条 3 第 3 条第 2 項から第 5 項まで、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定による施行者は、第 1 項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-17
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し
法 令（ 例 規 ） 名	土地区画整理法
根 拠 条 項	第 117 条の 2 第 4 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 29 年法律第 119 号
【基準】 第 117 条の 2 第 4 項の規定による。 【根拠条文】 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第 117 条の 2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第 85 条の 2 第 5 項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-18
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	監督処分
法 令（ 例 規 ） 名	農業振興地域の整備に関する法律
根 拠 条 項	第 15 条の 3
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 44 年法律第 58 号
【基準】 第 15 条の 3 の規定による。 【根拠条文】 （監督処分） 第 15 条の 3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第 1 項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第 5 項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。	
備考	

処 分 基 準

番 号	12-19
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	組合員等への事務費の賦課
法 令（ 例 規 ） 名	農業保険法
根 拠 条 項	第 118 条第 1 項
法 令（ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年法律第 185 号
【基準】 第 118 条第 1 項の規定による。 【根拠条文】 (事務費の賦課) 第 118 条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第 19 条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。	
備考	